

◆事業主の皆様へ◆

しょうがいしゃこようそくしんじょせいきんせいで 障害者雇用促進助成金制度を ご活用ください

三木市では、市内在住の障がい者を積極的に雇用している事業所
に対して助成金を支給します。



対象事業所

令和8年6月1日現在、以下の①から④のすべてに該当する事業所が対象です。

- ① 市内にあること。
- ② ㊦（従業員数37.5人以上の事業所の場合）法定雇用障害者数を超えて雇用している障がい者※のうち、1人以上が市内在住であること。
①（従業員数37.5未満の事業所の場合）市内在住の障がい者※が1人以上であること。
- ③ 障害者雇用に関する雇用調整金や報奨金等公的補助金の交付を受けていないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。

【※障がい者とは】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持し、令和8年6月1日～12月1日の半年間継続して雇用し、かつ、市内在住の者

助成額

対象となる市内在住の障がい者1人につき年額10万円を支給します。

- ・1事業所につき、50万円を上限とします。
- ・条件により精神障がい者、短時間労働者のカウント方法が変わります。

申請受付期間

令和8年12月1日（火）から令和9年2月19日（金）まで

- ◇申請用紙などの必要書類はホームページからダウンロードできるほか、三木市障がい福祉課でも配布しています。
- ◇詳細については下記までお問い合わせください。

＜お問合せ先＞

三木市健康福祉部障がい福祉課障がい者支援係

TEL 82-2000 FAX 89-2449

E-mail shogaifukushi@city.miki.lg.jp

Q & A

① Q. 「半年間」とは、6月1日～12月1日の期間に限られますか？例えば7月～翌年1月の半年間雇用している場合も対象になりますか？

A. 対象外となります。6月1日時点で雇用しており、かつ、12月1日までの半年間継続して雇用していることが必要です。

② Q. 障害者手帳を所持する者が役員の場合でも申請の対象になりますか？

A. 原則対象外となります。

③ Q. 障害者手帳を所持する労働者が配偶者・親族の場合でも申請の対象になりますか？

A. 原則対象外となります。

